

業務報告書の提出について

【使用の許可】

アルコールの使用の許可を受けた事業者は、毎年1回、1年分の購入・使用状況等をとりまとめて「業務報告書」として提出することが必要です。

提出期限：令和8年5月末日（必着）

提出先：中国経済産業局 産業部 産業振興課 アルコール室

対象者：全ての使用等の許可事業者

アルコール事業法に基づき購入・使用等されたアルコールについて、[該当の様式](#)に必要事項を記入のうえご提出ください。

記載方法は、記載例及びオレンジ色の冊子[「アルコール使用マニュアル（中国経済産業局版 第5版）」](#)を参照ください。

＜作成上の注意事項＞

① 報告の対象

許可の種類	対象期間	報告事項
使用	2025/4/1～ 2026/3/31	対象期間に購入した一般アルコールと、そのアルコールを使用して製造した製品等 ※

[※アルコールの販売、製造、輸入の許可事業者は、こちらの PDF ファイルをダウンロードして、様式と記載例をご確認ください。](#)

- ② 特定アルコールは報告の対象となりません。
- ③ 「前年度から繰越」の欄は、2024年度業務報告書の「翌年度へ繰越」の欄の数値がります。

使用的実績が無い場合も当該数量「0」とした報告書の提出が必要です。

※長期（5年以上）にわたりアルコールの使用実績がない場合は、[別紙の理由書](#)に記載し、業務報告書と共に当局へ送付してください。当局から電話で実情を確認し、必要に応じて現地で確認する場合があります。

- ④ 購入したアルコールが今年度分かどうかについては、アルコールが到着した日付で判断します。（販売事業者が3/31に発送しても使用事業者側へ4/1以降に到着した場合は、次年度分になります。）
- ⑤ 機械器具洗浄用の「製品の数量」欄には、洗浄回数を記載してください。

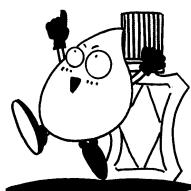
※単位は許可された使用明細の単位（例：〇回）を記載してください。試験研究用も同様です。

⑥ 記載例

使用 (様式第46～47)

ご不明な点は、お問い合わせください。

(TEL 082-224-5681 e-mail bzl-chugoku-alc@meti.go.jp)



参考情報

1) 「手続マニュアル・様式等」の電子媒体は、ホームページに掲載しています。

中国経済産業局ホームページ

(中国経済産業局トップ>政策>商業・流通・サービス>アルコール事業法>アルコールの使用許可事業者、販売許可事業の方へ)

<https://www.chugoku.meti.go.jp/seisaku/ryutuu/alcoholjigyouhou.html#05>

■中国経済産業局作成の「アルコール使用マニュアル」

※中国経済産業局作成のオレンジ色の冊子のPDFファイル

■業務報告書の様式

■アルコール使用簿様式集

※使用簿のページに日々の製品毎の使用の実績を入力すると、業務報告書に自動集計されるエクセルファイルを掲載していますので、ご利用ください。

2) 代表者が替わった場合は変更届出の提出が必要です。

法人の場合は、登記済であれば確認できますので、登記簿謄本の添付は不要です。

※個人事業主の方は従来どおり住民票の添付が必要です。

https://www.meti.go.jp/policy/alcohol/toukijikou_shouryaku.html

(経済産業省のウェブサイトへ)